

県央保健所管内における食中毒の発生について

1 概要

5月22日、浜田市内の医療機関から浜田保健所に食中毒を疑う患者が受診した旨の連絡がありました。同保健所及び県央保健所が調査したところ、5月22日に大田市内の飲食店「御食事処 たお」を利用した3グループ6名が嘔吐、嘔気等の症状を呈していることが判明しました。

保健環境科学研究所における検査の結果、患者便からクドア・セプテンpunkタータが検出され、県央保健所は、患者の喫食状況及び発症状況から、同施設を原因とする食中毒と断定し、5月24日から2日間の営業停止処分としました。

なお、患者に入院した者はなく、全員が快方に向かっています。

2 患者 6名（大田市4名、浜田市2名）

性別／年代	60歳代	70歳代	合計
男性	0	2	2
女性	1	3	4
合計	1	5	6

【発症状況】

- 発症期間 5月22日 14:00 ～ 22:00
- 主な症状 嘔吐、嘔気、下痢、腹痛、発熱等

3 原因施設

屋号：御食事処 たお

営業者：峠 政弘

所在地：大田市仁摩町仁万 1304-3

業種：飲食店営業（一般食堂）

4 原因食品 海鮮丼（ヒラメの刺身を含む）

5 病因物質 クドア・セプテンpunkタータ

6 行政処分 5月24日から5月25日まで営業停止（2日間）

7 県民の皆様へ

- ・ クドアとは、魚の筋肉に寄生する寄生虫（粘液胞子虫）であり、その中でも、クドア・セプテンpunkタータはヒラメに寄生することが知られています。
- ・ 生食用生鮮ヒラメ（ヒラメのお刺身等）に関連するものが多く、食後数時間程度で一過性の嘔吐や下痢を呈し、軽症で終わる症状が特徴です。
- ・ この寄生虫は、冷凍（-20℃で4時間以上）又は加熱（中心温度75℃で5分以上）することにより、病原性が失われることが確認されています。

【県内（松江市を除く）の食中毒発生状況】

	発生件数（件）	患者数（人）
令和4年（1～12月）	10	30
令和5年（本件を含む）	5	10